

# 現地写真撮影要項

## 1 撮影の趣旨

撮影は、工事が適正に施行されたかどうかを後日確認するための資料とすることを目的として行うものとする。

## 2 撮影方法

- (1) 事業区域全域及び各構造物の設置状況については、着手前、施工中及び完了後の状況を同一場所から撮影すること。
- (2) 工事種別毎の施行状況及び形状寸法については、次に掲げる事項を撮影すること。
  - ア 土工（切土、盛土）施工状況（埋立溪流への暗渠設置状況を含む）
  - イ 構造物の床掘り及び基礎工事
  - ウ 擁壁工（裏込コンクリートを含む）
  - エ 鉄筋コンクリート構造物と配筋
  - オ 法面保護工及び整地工
  - カ 防災工事及び他関連工事

## 3 その他

- (1) 工事の進捗に伴い工事種別毎に撮影し、完了確認調査までに整理しておくこと。
- (2) 後日明視できない箇所は、その撮影時点を逸しないようにすること。
- (3) 写真は、工事種別毎に施行順序に従ってアルバムに張り、写真毎に説明を記入すること。

なお、デジタル写真の場合は、管理ソフト等を活用して差し支えない。
- (4) 撮影には、被写体にスケール、ポール、箱尺等を当て、構造物の寸法が明確に読み取れるようにし、次の事項を記入した小黒板を写し込むこと。
  - ア 工 事 名
  - イ 工 種
  - ウ 撮影年月日
  - エ 位 置
  - オ 設計寸法
  - カ 実測寸法
  - キ 略 図

林地開発許可申請の手引き（令和5年4月 176頁）より